

監獄の中で自由を奪われた人々の人権に関心を寄せるすべての人へ
監獄人権センター



被収容者のための昼夜間独居問題の手引き

Ver. 1.0



はじめに 2

第一部 昼夜間独居とは何か 2

- 1 「昼夜間独居」の法的根拠をめぐる新法・旧法の違い 2
- 2 隔離と制限区分第4種における要件・効果の違い 3

第二部 昼夜間独居処遇への対応のポイント 4

- 1 隔離なのか否かを確認する 4
- 2 隔離の場合 4
 - 1 審査の申請 4
 - (1) 審査の申請の概要 (2) 申請期間の制限 (30日以内) に要注意 (3) 申請の方法
 - (4) 矯正管区長の職権と裁量による執行停止 (5) 矯正管区長の裁決期限と裁決の種類 (6) 裁決の効果
 - (7) 再審査の申請 (8) 第三者機関 (不服審査調査検討会) によるチェック (9) 審査の申請の対象
 - 2 隔離処分の取消訴訟 (行政訴訟) 6
 - 3 国家賠償請求訴訟 7
 - 4 視察委員会への問題提起、苦情の申出、事実上の交渉 7
 - (1) 刑事施設視察委員会 ①投書できる内容 ②投書の方法、投書の扱い
 - (2) 苦情の申出 ①申出の方法 ②処理結果の通知
- 3 制限区分第4種の場合 8
 - 視察委員会への問題提起、苦情の申出、事実上の交渉

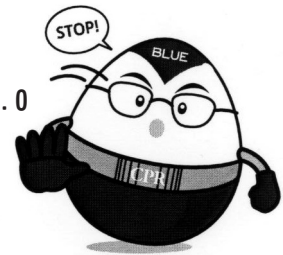
資料

- 審査の申請の記入例 9 再審査の申請の記入例 10 隔離と制限区分の推移 11
自由権規約日本審査での勧告 12

【参照条文】 下段の注

- 刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律より (受刑者の隔離) 第七十六条 4
刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則より 5
(制限の緩和) 第四十八条 (居室の指定等) 第四十九条
(開放的施設における処遇) 第五十条 (制限区分の指定の手続等) 第五十一条
国連被拘禁者処遇最低基準規則 32条 7

被收容者のための昼夜間独居問題の手引き Ver. 1.0



はじめに

この冊子は、昼夜間独居処遇（昼夜独居、厳正独居などともいう）を受けている方の状況改善に資するために作られました。通常、受刑者は刑務所内の様々な工場に出て、他の囚人と共に、懲役を勤めます。昼夜間独居とは、他の囚人との接触を断たれ、仕事も独房の中での袋張り等に限られ、入浴や運動も単独で行う処遇です。長期間の昼夜間独居処遇は、被收容者の身心に悪影響をもたらすものとして問題にされています。

旧監獄法の時代には、職員から「反抗的」と思われたが最後、他囚への「悪影響」を防ぐ意図があるかのように、「懲罰ならざる懲罰」として恣意的に濫用されてきました。

現在の昼夜間独居処遇は、後に述べるように法律上の形を変えて続けられています。この冊子が昼夜間独居処遇の背景にある法制度の仕組みを理解し、よりの確な対応手段を考えるための参考になれば幸いです。

第一部 昼夜間独居とは何か

1 「昼夜間独居」の法的根拠をめぐる新法・旧法の違い

旧法（監獄法）15条は被收容者の居室について独居を原則とし、旧規則（監獄法施行規則）も独居原則の観点から独居にできる場合とその優先順位を詳細に規定していました。一方、懲役受刑者に適用される旧行刑累進処遇令ではこれとは逆に雑居原則をとり、4級と3級の受刑者は原則雑居としていました（累令29条）。

結局、雑居が原則である懲役受刑者を「昼夜間独居」にするためには、旧規則で独居にできるとされた場合のどれかに当てはめるほかありませんでした。

た。そのような規定としては保安上独居（旧規則47条）以外にはありませんでした。

旧規則は独居拘禁一般につき期間制限や医師の巡視など特別の規定を置いていました。しかし、保安上独居以外の独居（考査期間中独居、取調中独居、釈放前独居など）はもともと短期間を予定していたので、期間制限等の独居拘禁一般に関する特別の規定が適用されるのは事実上、保安上独居に限られていました。

新法（刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律。「被收容者処遇法」「刑事被收容者処遇法」等と略される。その前身として約1年間施行された「受刑者処遇法」を指すこともある）では、旧規則の保安上独居に相当する「隔離」が明文化され（法76条）、要件や期間制限、不服申立に関する規定が不十分ながら整備されました。これらの規定は旧法の保安上独居に適用されていた規定を踏襲しており、行刑改革会議でも国会審議でも新法における「昼夜間独居」とはこの「隔離」に限られるという理解が前提となっていました。

ところが、新法（受刑者処遇法）施行日（2006年5月24日）の前日に官報で公表された新規則では、累進処遇に代わる個別的処遇の基本として「4種の制限区分と5類の優遇区分」が規定され、このうち制限区分の第4種の処遇は「居室棟内で行うものとする」とされました。つまり、新法の規定に根拠を持たないにも関わらず、規則で実質的な隔離処遇となる昼夜間独居処遇を創設したことになります。

「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令の運用について」（矯正局長通達）でも、法76条等の「隔離」以外の「昼夜居室処遇者に対する処遇上の配慮事項」として、「1月につき1回以上、グループカウンセリング、集団討議（複数でビデオ視聴させ、感想を述べ合わせる程度でも可。）、運動の集団実施等の

方法により、他の受刑者と接触する機会を与えること。」と規定されています。これは主として制限区分第4種の受刑者を念頭に置いた規定です。

2 隔離と制限区分第4種における要件・効果の違い

新法における「隔離」と「制限区分第4種」による昼夜間独居の違いを整理すると次の表のとおりです。

	隔 離	制限区分第4種
要件（基準）	<p>一 他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。</p> <p>二 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。</p> <p>（法76条1項）</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 犯罪の責任の自覚及び悔悟の情並びに改善更生の意欲の程度が著しく低いこと。</p> <p>イ 正当な理由なく作業を怠るなど勤労意欲が著しく低いこと。</p> <p>ウ 集団処遇が困難な状況にあること。</p> <p>エ 生活態度が不良な状況に継続し、又は継続する見込みであること。</p> <p>（矯正局長通達）</p>
決定手続	<p>隔離、更新とも処遇審査会の意見を聴いて施設長が決定（大臣訓令）。</p> <p>隔離、更新に際して、その旨及び根拠規定を告知（大臣訓令）。隔離の具体的理由も告知して差し支えない（矯正局長通達）。</p>	<p>指定、変更とも処遇審査会の意見を聴いて施設長が決定（大臣訓令）。</p> <p>指定、変更に際して、その旨を告知（大臣訓令）。</p>
期間制限	<p>原則3カ月、特に継続の必要がある場合には1カ月ごとに更新。必要がなくなったら直ちに解除。</p>	<p>期間制限なし。</p>
処遇場所	<p>次項の場合を除いて昼夜とも居室（法76条1項）</p>	<p>昼夜とも居室棟内（規則49条5項）</p>
他の受刑者との接触	<p>運動、入浴、面会、健康診断、診療などの場合</p>	<p>左のほか、1月1回以上のグループカウンセリング、集団討議、運動の集団実施等（矯正局長通達）</p>
特別の措置	<p>3カ月に1回以上の医師の意見の聴取（法76条4項）。</p> <p>隔離の理由を除去するための相談助言などをする（大臣訓令）。</p>	
不服申立手段	<p>審査の申請（法157条1項7号）が可。</p>	<p>審査の申請は不可。苦情の申出のみ</p>

第二部 昼夜間独居処遇への対応のポイント

監獄人権センターに寄せられる相談では、「いまままで雑居（ないし夜間独居）だったのに、昼夜間独居にされた。雑居（ないし夜間独居）に戻るにはどうすればよいか？」「昼夜間独居が長期間続いているが、どうすれば雑居（ないし夜間独居）に移れるか？」といった相談が多くあります。独居処遇の原因が、隔離によるものなのか、制限区分第4種によるものなのかにより、対策が異なることに注意が必要です。

1 隔離なのか否かを確認する

まず、隔離によって昼夜間独居になったのか、制限区分第4種に指定されたため昼夜間独居になったのかを確認する必要があります。どちらの場合にも本人に告知があり、隔離の場合は3カ月後（その後は1カ月ごと）に更新があります。（法76条2項）

2 隔離の場合

2-1 審査の申請

(1) 審査の申請の概要

隔離の場合は、処分が告知されてから30日以内なら本人から矯正管区長への審査の申請ができます。この期間内ならまず審査の申請を検討すべきです。審査の申請が棄却されたら、さらに法務大臣への「再審査の申請」を行います。再審査の申請を却下・棄却する場合には必ず第三者機関である「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」（以下、「不服検討会」と略す）のチェックを受けることになっています。不服検討会は学者や弁護士などで構成される第三者機関であるため、審査の申請で納得

のいく結果が得られなくても、再審査の申請をすることが重要です。

(2) 申請期間の制限（30日以内）に要注意

審査の申請は、「措置の告知があった日の翌日から起算して30日以内」にしなければなりません（法158条1項）。また、申請は処分を受けた被収容者本人しかできず（法157条2項）、弁護士や家族・友人が代理人や補佐人に付くこともできません。

(3) 申請の方法

審査の申請は、矯正管区長に対して書面でしなければなりません（法157条1項）。作成要領付きの申請用紙（全国共通）を施設が用意しているので、それを使うことができます（書式例はP9資料参照）。書き切れない場合は便箋で追加することもできます。申請書を書くのに願箋提出を要求し、願箋を提出しないと申請用紙を交付しない施設もあり、刑務所側がなかなか定型の用紙を交付しない場合もあります。その際は、便箋に書いて直接郵送することも可能です。通達でも直接郵送することを認めています。

申請書の書き方のポイントは、「申請の趣旨」と「申請の理由」を簡潔に要点を押さえて書くことです。「申請の趣旨」は、訴訟でいえば「請求の趣旨」に当たるもので、処分を特定しそれに対してどのような裁決を求めるのかを一言で書きます。

隔離であれば「私に対して〇年〇月〇日に告知された隔離処分の取消しを求める」という具合です。「申請の理由」は、訴訟でいえば「請求の原因」に当たるもので、その処分のどこがなぜ違法又は不当

【参照条文】 関連する法律・規則の全文は、『法令集①』を、関連する通達・訓令の全文は、『法令集②』を参照されたい。（いずれもCPR発行、頒価各400円・送料込。切手（少額のもの歓迎）による送金も可）

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（受刑者の隔離）

第七十六条 刑事施設の長は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を他の被収容者から隔離することができる。この場合においては、その者の処遇は、運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合を除き、昼夜、居室において行う。

- 一 他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。
- 二 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、こ

れを避けるために他に方法がないとき。

- 2 前項の規定による隔離の期間は、三月とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、刑事施設の長は、一月ごとにこれを更新することができる。
- 3 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、隔離の必要がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。
- 4 第一項の規定により受刑者を隔離している場合には、刑事施設の長は、三月に一回以上定期的に、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

であるのかを過不足なく書きます。あまりダラダラといくつものことを書くと、かえって論点をはぐらかされるので、問題の核心に絞って書きましょう。

申請書を作成して施設の職員に発送を申し出れば、それ以降の発送に要した日数は期間制限の30日には算入されません。申請書の内容を刑務所職員は見る事ができず（法169条）、秘密を確保するための手続上の配慮もされています（訓令・通達）。ただし、裁決書は施設にも送られるので、裁決が出た段階では申請の内容は施設にも知れます。しかし、審査の申請をしたことによる不利益取扱いも禁止されています（法170条）。

（4）矯正管区長の職権と裁量による執行停止

矯正管区長は「必要があると認めるときは」職権で原処分執行停止をすることができます（法159条による行政不服審査法34条2項の読替え準用）。被収容者に執行停止の申立権はありませんが、職権発動を強く促す趣旨で「執行停止の職権発動を求める」と申請書に明記してもよいでしょう。

（5）矯正管区長の裁決期限と裁決の種類

矯正管区長は「できる限り90日以内に裁決するよう努めるものとする」されています（法161条1項）。申請に対する裁決は「却下」「棄却」「認容」の3種類があります。

「却下」は「不適法につき却下」ということで、申請期間を過ぎていた場合、又は申請できる事項でなかった場合のように申請の手続に不備がある場合の「門前払い」の裁決です。

「棄却」は「申請には理由がなく棄却」というこ

とで、申請の内容を検討した上で、処分を取り消す理由がないと判断して原処分を取り消さないとする裁決です。

「認容」は「申請には理由があり認容」ということで、被収容者の申請に理由があると認めて、処分を取り消したり変更したりするものです。矯正管区長の裁決は書面で行い、理由を付さなければなりません。この点は理由付記を要求しない情願などとの大きな違いです。裁決は申請人に送達され、送達によって効力を生じます（以上、法161条2項による行政不服審査法40条、41条、42条の準用）。

（6）裁決の効果

取消し・変更の裁決は告知（送達）によって直ちに効力を生じます。これが認容裁決の本来の効果です。これによって、例えば、隔離処分は効力を失い隔離を続けることができなくなるので、施設側は隔離を解除して集団処遇に戻さなければなりません。

認容裁決にはこの他に、原処分をした施設長を法的に拘束する効力があります。この拘束力とは次の3つを意味します。①施設長は裁決に対して訴訟を含めていかなる手段でも争えませんが、②被収容者の申請に基づく処分（例えば、指名医による診療の申請を不許可とした処分）が取り消された場合は、それだけでは単に処分がなかったことになるだけなので、施設長はさらに裁決の趣旨に従った処分（つまり指名医による診療を許可する処分）を行わなければなりません（以上、法161条2項による行政不服審査法43条1項2項の準用）、③また、明文の規定はありませんが、理論上当然に、原処分と同一事情のもとで同一の理

○刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則 （制限の緩和）

第四十八条 刑事施設の規律及び秩序を維持するための受刑者の生活及び行動に対する制限は、開始時指導が終了した受刑者について、第一種、第二種、第三種又は第四種の区分（以下「制限区分」という。）を指定し、又はその指定を変更し、その制限区分の指定に応じ次条に定めるところにより処遇を行うことにより、順次緩和するものとする。

2 刑事施設の長は、開始時指導を終了した後速やかに、法第三十条の目的を達成する見込みを評価し、その評価に応じて、制限区分を指定するものとする。

3 刑事施設の長は、定期的に、及び随時、前項の見込みを評価し、適当であると認めるときは、その評価に応じて、制限区分の指定を変更するものとする。

（居室の指定等）

第四十九条 第一種の制限区分に指定されている受刑者の居室は、収容を確保するため通常必要とされる設備又は措置の全部又は一部を設けず、又は講じない室を指定するものとする。

2 第二種又は第三種の制限区分に指定されている受刑者の居室は、刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがない場合において、処遇上適当と認めるときに限り、前項の室を指定することができるものとする。

3 第一種又は第二種の制限区分に指定されている受刑者については、矯正処遇等は、主として居室棟外の適当な場所で行うものとし、処遇上適当と認めるときは法八十七条の規定により刑事施設の外の適当な場所で行うことができるものとする。

4 第三種の制限区分に指定されている受刑者については、

由で同一の処分をできないという拘束力があります(反復禁止効)。

(7) 再審査の申請

審査の申請が棄却又は却下された場合には、裁決の告知があった日の翌日から起算して30日以内に、法務大臣に対して「再審査の申請」を行うことができます(法162条)。その方法や手続は、法務大臣の職権による執行停止を含めて、審査の申請の場合と同様です。

(8) 第三者機関(不服検討会)によるチェック

法務大臣への「再審査の申請」を棄却する場合には、学者や弁護士などで構成される不服検討会のチェックを受けることになっています。この機関は刑事被収容者処遇法にも被収容者処遇規則(法務省令)にも規定されていませんが、「行刑改革会議の提言」に基づいて2006年1月に法務省内に設置され、活発に活動しています。これまでも、外部交通の制限に関する事案などを中心に、法務大臣の原案のいくつかを覆したり、再調査させたりしています。不服検討会の事案処理の結果の概要は、法務省のホームページで公開されています。

これは情報公開・個人情報保護審査会と似た仕組みです。情報公開・個人情報保護審査会が相当の実績を積み重ねているだけに、同様の役割を果たすことが期待されます。

(9) 審査の申請の対象

法157条1項7号が審査の申請の対象を「第76条第1項の隔離」としているのです。1カ月ごとの更

新について審査の申請ができるかは問題です。矯正当局はこれを否定することが予想されます。しかし、隔離の原因事実は変化するから更新は実質上新たな隔離処分ともいえ、何年更新されても再度の審査の申請ができないのでは明らかに不当です。隔離が長期間続く場合は、最新の更新を新たな隔離処分とみなして審査の申請を行い、不適法却下とされたら、再審査の申請を行ってこの点につき不服検討会に問題提起することも考えられます。

2-2 隔離処分の取消訴訟(行政訴訟)

しかし、審査の申請は30日以内に本人が申請しなければならないので、事実上不可能な場合が多いです。この場合に隔離を解除させる正面からの法的手段は、隔離処分の取消訴訟です。旧法下では刑務所側が「保安上独居は分類に基づいた居室指定にすぎず、受刑者にとって必ずしも不利益ではない」として処分性を争ってくることもありましたが、新法では隔離及びその更新の処分性は明らかです。審査対象につき列挙主義をとる審査の申請と異なり、概括主義をとる取消訴訟では更新処分も審判対象となることは明らかだから、処分を知った日から6カ月という出訴期間の制限も、更新が続いている限り事実上問題になりません。

旧法下の裁判例を見ると、受刑者側が勝訴した例は皆無です。その理由は、裁判所が施設長の裁量権を広く認めてきたことにあります。新法は旧法とは異なり、隔離の要件を明文で規定したので旧法よりも施設長の裁量権は理論上狭まりました。とはいえ、特に法76条1項1号の「他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれ

矯正処遇等は、刑事施設内において、主として居室棟外の適当な場所で行うものとする。

5 第四種の制限区分に指定されている受刑者については、矯正処遇等は、刑事施設内において、特に必要がある場合を除き、居室棟内で行うものとする。

6 法第七十五条第一項の規定による検査、法第一百二十二条本文の規定による面会の立会い又はその状況の録音若しくは録画その他の刑事施設の規律及び秩序を維持するための措置は、個別具体の事情から実施する必要があると認める場合を除き、刑事施設の長が制限区分に応じた実施の頻度及び態様の基準として定めるところに従い、実施するものとする。

(開放的施設における処遇)

第五十条 法第八十八条第二項の規定による開放的施設での処遇は、第一種の制限区分に指定されている受刑者に

ついて行うことができるものとする。

(制限区分の指定の手続等)

第五十一条 前三条に定めるもののほか、制限区分の指定及びその指定の変更の手続その他刑事施設の規律及び秩序を維持するための受刑者の生活及び行動に対する制限の緩和に関し必要な事項は、法務大臣が定める。

があること」という要件についての当てはめの裁量権を、裁判所が施設長に広く認めることも予想され、訴訟で勝訴する可能性が劇的に改善されたとはいえません。

2-3 国家賠償請求訴訟

行政訴訟では提訴後に一時的に隔離が解除された場合の訴えの利益の問題など、特有の技術的問題が生ずるので、これを回避するために違法な隔離から生ずる損害賠償を求めて国家賠償請求訴訟を起こし、間接的に隔離の違法性を争う方法もあります。

旧法下の裁判例では受刑者側が第一審で勝訴したものが2件ありますが、いずれも控訴審で覆されています。その理由は、行政訴訟の場合と同じく裁判所が施設長の裁量権を広く認めたからです。

注：監獄人権センターでは個別の訴訟を支援することはできません。また弁護士の紹介もしていませんのでご了承下さい。訴訟については公的機関である法テラス（日本司法支援センター）に相談することができます。

2-4 刑事施設視察委員会への問題提起、苦情の申出、事実上の交渉

このように、訴訟で昼夜間独居を解除させるのは、依然として狭き門です。したがって、まずは、本人から施設長への苦情の申出、法務大臣への苦情の申出、刑事施設視察委員会への問題提起などを有効に駆使しながら、粘り強い交渉によって昼夜間独居の解除を追求することが必要です。その際には、隔離する具体的な理由を開示させ、その事由が解消して

いることを、動いてくれそうな家族がいる場合は家族とも協力しながら、刑務所側に説得することがポイントとなります。これは訴訟等の準備活動としても重要です。

(1) 刑事施設視察委員会

刑事施設視察委員会（以下、視察委員会）は新法で新しく設けられた機関で、刑務所・拘置所の本所ごとに「〇〇刑務所視察委員会」のような名前で設置されています。地元の弁護士会や医師会や自治体などから推薦された人を法務大臣が任命します。視察委員会は刑事施設の運営について所長に意見を述べる権限を持っています。被収容者と面接して事実を調査したり、職員に資料の提出を求めることもできます。「委員会が述べた意見はできる限り、刑事施設の運営に反映させなければならない」（矯正局長通達）ことになっています。

①投書できる内容

視察委員会に投書できる事項に制限はありません。視察委員会は個人の不服申立てを審査する機関ではないので、自分の処遇に対する具体的な救済を求めることはできず、また、個々の提案に逐一回答を期待することもできません。

しかし、自分の処遇に関することでも他の被収容者にも共通する扱いであったり、処遇の根拠となっている規則についての意見・提案なら問題はありません。施設側で用意する投書用紙の表題は「意見・提案書」となっていますが、処遇についてのあらゆる項目が挙げられており、希望する対応も「改善してほしい」「調査してほしい」「施設や上級庁に伝え

○国連被拘禁者処遇最低基準規則 32 条

- (1) 厳正独居拘禁又は減食による懲罰は、医官が被拘禁者を診察し、かつ、書面によってその者がそれに耐えられることを証明した場合でなければ、科してはならない。
- (2) 被拘禁者の身体的又は精神的な健康を侵害するようなその他の懲罰についても、前項と同様とする。ただし、いかなる場合にも、第31条に定める原則に反し、又はこの原則から外れることはできない。
- (3) 医官は、このような懲罰を受けている被拘禁者を、毎日、診察しなければならない。かつ、身体的又は精神的な健康上の理由により、その懲罰の執行を終了させ、又は他の懲罰に替えることが必要であると認めるときは、施設の長にその旨を助言しなければならない。

てほしい」と選べるようになっていきます。委員との面接を希望することもでき、実際に多くの施設で委員による面接が実施されています。

②投書の方法、投書の扱い

各施設に設置されている「提案箱」に、直接、投かんする方法と手紙で「〇〇刑務所視察委員会」あてに郵送する方法があります。施設側は「提案箱」方式を推奨していますが、直接郵送も訓令・通達で認められています。どちらの場合にも、施設側が用意している用紙に記入してもよいし、私物の便箋に自由な形式で書くこともできます。用紙を交付するのに願箋提出を要求する施設もあるようですが、審査の申請などの場合と同様、このような扱いに法的な根拠はありません。用紙を交付しない場合は、便箋に簡潔明瞭に提案を書いて、郵送で投書すればよいでしょう。視察委員会あてと明記すれば、施設側は検査できません。

視察委員会への投書は、「審査の申請」「事実の申告」「苦情の申出」の場合と同様に、施設の職員が読むことができないように保管されます。視察委員会には委員の求めがなければ施設の職員は出席できず、委員会の運営方法や提案の扱いもすべて視察委員会が自主的に決定することになっています。

(2) 苦情の申出

苦情の申出ができる事項は、「自己が受けた処遇」に関するものなら制限はありません。申出の相手は法務大臣（法 166 条）、監査官（法 167 条）、刑事施設の長（法 168 条）です。「審査の申請」や「事実の申告」と違って、いきなり「法務大臣に対する苦情の申出」をすることもできます。

①申出の方法

苦情の申出には申出期間の制限もありません。法務大臣への苦情の申出は書面でしなければなりません。監査官や所長に対しては口頭でもできます。法務大臣と監査官あてには全国共通の用紙を施設が用意しているので、それを使ってもよいでしょう。刑務所職員に内容を知られないための措置や不利益取扱いの禁止は審査の申請などと同様に保障されています（法 169 条、170 条）。

監査官に対する苦情の申出は、監査官が「実地調

査」に来所したときに行うことが想定されているようです。監査官の実地調査は各施設について「毎年一回以上」行うことになっています（法 5 条）。

②処理結果の通知

苦情の申出については、「これを誠実に処理し、処理の結果を…通知しなければならない」（法 166 条 3 項、167 条 4 項、168 条 4 項）としているのみで、審査の申請や事実の申告のような回答期限も、「通知」に理由を付記することも要求されていません。また、旧監獄法施行規則にあった「所長面接」制度のように、所長やその代理者が受刑者と面接することも要求されていません。

しかし、「誠実処理」には面接して事情聴取したり、措置の説明をすることも含まれ、請願や苦情の処理は施設長の一般的な職務でもあるので、旧法下でと同様に所長や担当幹部に面接を求めるのもよいでしょう。実際に、多くの施設で新法下でも旧法時代の所長面接と同様に「代理者による事情聴取」「代理者による口頭での通知」や「教示」という形で幹部面接が行われているようです。

3 制限区分第 4 種の場合

視察委員会への問題提起、苦情の申出、事実上の交渉

制限区分第 4 種の指定は、審査の申請の対象でなく、取消訴訟を起こすにも処分性が旧法の「保安上独居」以上に争われるでしょう。また、隔離とは異なり制限区分の基準については新法にも明文の規定はもちろんないので、行政訴訟でも国賠訴訟でも施設長の裁量権は旧法の「保安上独居」以上に広く認められる可能性があります。訴訟で勝訴するのは相当に困難でしょう。したがって、苦情の申出等を駆使して粘り強く交渉することが、隔離の場合以上に必須です。視察委員会への問題提起、苦情の申出の方法については 2-4 (1), (2) を参照してください。

視察委員会へ問題提起をするときは、国連被拘禁者処遇最低基準規則 32 条（p7 下段に掲載）を紹介し、昼夜間独居拘禁（厳正独居拘禁）を強いることがいかに異常なものであるかを強調するとよいでしょう。同条は懲罰としての処遇のあり方について書かれて

資料 隔離と制限区分の推移（福島みずほ参議院議員事務所提供）

08年4月10日現在	制限区分の実数					隔離の実数の推移			
	08年4月10日現在					08年4月10日現在	06年11月30日現在 (速報値)	03年9月10日現在	00年11月10日現在
	第1種	第2種	第3種	第4種	計	隔離者	隔離者	保安上 独居者	保安上 独居者
札幌刑務所	0	35	1,417	142	1,594	0	1		65
札幌刑務支所	0	5	355	11	371	0	0		
旭川刑務所	0	12	266	37	315	0	0		25
釧路刑務支所	0	10	236	5	251	0	0		3
帯広刑務所	0	16	413	37	466	0	0		18
網走刑務所	23	56	934	63	1,076	0	2		29
月形刑務所	0	15	992	75	1,082	0	0		43
函館少年刑務所	6	117	668	4	795	0	0		4
青森刑務所	0	17	614	14	645	0	0		13
宮城刑務所	0	8	974	59	1,041	3	4		67
秋田刑務所	0	3	596	19	618	0	0		16
山形刑務所	0	58	1,153	4	1,215	0	0		5
福島刑務所	0	11	855	250	1,116	0	0		24
福島刑務支所	0	8	496	12	516	0	0		
盛岡少年刑務所	0	58	297	52	407	0	0		41
栃木刑務所	15	129	613	27	784	0	0		18
喜連川社会復帰促進センター	0	58	1,084	0	1,142	0			
黒羽刑務所	20	64	1,796	127	2,007	0	9		18
前橋刑務所	0	12	855	70	937	0	0		36
千葉刑務所	0	9	874	41	924	0	0		9
市原刑務所	393	0	0	0	393	0	0		0
八王子医療刑務所	0	16	254	16	286	0	1		104
府中刑務所	0	54	2,515	302	2,871	11	59		294
横浜刑務所	0	5	1,136	122	1,263	1	0		46
横須賀刑務支所	0	12	205	0	217	0	0		0
新潟刑務所	0	21	754	69	844	0	0		13
甲府刑務所	0	6	546	30	582	0	0		6
長野刑務所	1	28	627	9	665	0	0		16
静岡刑務所	0	90	881	51	1,022	0	0		4
水戸刑務所	0	27	535	2	564	2	1		19
川越少年刑務所	0	75	1,108	14	1,197	0	0		27
松本少年刑務所	6	27	325	32	390	0	3		21
富山刑務所	0	8	374	21	403	4	3		19
金沢刑務所	0	20	586	43	649	0	0		19
福井刑務所	0	13	395	3	411	0	0		5
岐阜刑務所	0	2	835	99	936	6	5		69
笠松刑務所	3	83	513	9	608	0	1		13
岡崎医療刑務所	0	1	166	25	192	0	0		13
名古屋刑務所	0	6	2,070	181	2,257	1	3		174
豊橋刑務支所	0	19	174	0	193	0	0		
三重刑務所	8	39	580	28	655	0	0		5
滋賀刑務所	0	0	685	0	685	0	0		15
京都刑務所	0	73	1,496	82	1,651	0	0		80
大阪刑務所	0	10	2,569	100	2,679	15	5		123
大阪医療刑務所	0	5	133	36	174	6	0		
神戸刑務所	0	16	1,940	59	2,015	0	3		36
加古川刑務所	1	84	960	74	1,119	0	0		21
播磨社会復帰促進センター	0	9	677	0	686	0			
和歌山刑務所	0	47	599	18	664	0	0		12
姫路少年刑務所	0	11	400	61	472	0	0		47
奈良少年刑務所	9	301	461	22	793	0	0		11
鳥取刑務所	0	1	634	97	732	0	1		19
松江刑務所	0	18	758	55	831	2	0		10

08年4月10日現在	制限区分の実数					隔離の実数の推移			
	08年4月10日現在					08年4月10日現在	06年11月30日現在(速報値)	03年9月10日現在	00年11月10日現在
	施設名	第1種	第2種	第3種	第4種	計	隔離者	隔離者	保安上独居者
岡山刑務所	0	3	744	3	750	2	6		1
広島刑務所	0	21	1,264	146	1,431	3	9		55
尾道刑務支所	7	3	294	2	306	0	0		
山口刑務所	0	50	512	10	572	0	2		9
美祿社会復帰促進センター	0	13	542	0	555	0			
岩国刑務所	0	53	361	8	422	0	0		4
徳島刑務所	0	0	738	132	870	29	4		28
高松刑務所	0	9	750	41	800	0	0		21
松山刑務所	26	59	813	51	949	0	0		19
西条刑務支所	0	3	63	0	66	0	0		
高知刑務所	0	20	371	59	450	1	2		2
北九州医療刑務所	0	1	186	81	268	0	1		63
福岡刑務所	0	5	1,669	78	1,752	2	7		20
麓刑務所	0	36	330	5	371	0	0		4
佐世保刑務所	0	3	541	42	586	1	1		25
長崎刑務所	0	10	810	21	841	3	6		23
熊本刑務所	0	4	559	67	630	2	5		18
大分刑務所	0	30	1,188	47	1,265	1	3		4
宮崎刑務所	0	6	372	10	388	0	0		16
鹿児島刑務所	0	44	677	4	725	0	1		11
沖縄刑務所	0	11	452	0	463	0	0		24
八重山刑務支所	0	0	3	0	3	0	0		
佐賀少年刑務所	0	11	674	23	708	0	0		14
計(または平均)	518	2,223	55,292	3,539	61,572	95	148	2,108	2,036

自由権規約日本審査での勧告

前頁からの表は国連自由権規約日本政府報告書審査(第5回・2008年10月・ジュネーブ)のために準備された資料の一部である。この審査の結果、次のような勧告がなされている。(パラグラフ21、昼夜間独居処遇、保護室収容の期間について)

締約国は死刑確定者を単独室拘禁とする規則を緩和し、単独室拘禁は限定された期間の例外的措置にとどめることを確保し、保護室への収容には期間の上限を設けると共に事前に身体及び精神面の診察を行い、また、明確な基準ないし不服申立ての機会もないまま一定の受刑者を「収容区画」に隔離する実務を廃止するべきである。

この勧告で言う「収容区画」とは、審査における委員の発言などから、「制限区分第4種」のことを指していると考えられる。昼夜間独居処遇については、1998年の総括所見でも懸念事項としてあげられ、その後、2006年受刑者処遇法で要件を厳しくした「隔離」に限定されたが、要件も期間制限も不服申立て手続もない新しい形の昼夜間独居処遇である「制限区分4種」が設けられた。その結果、監獄法時代には2,000人ほどいた「隔離」の受刑者は95人にまで激減したが、一方で「隔離」と実質上変わらない「制限区分第4種」の受刑者が3,539人になり、両者を合計した事実上の昼夜独居者は監獄法時代よりかえって増えている。「隔離」については、従来あいまいだった要件が3つに限定され、その期間も原則3カ月で1カ月ごとに更新できるというように短縮されたが、依然として更新回数の制限はない。また「制限区分4種」については期間の制限が設けられていない。通算して10年を超える長期の昼夜間独居処遇者が全国で常時30人近くもおり、最長では52年を超える人もいることは問題である。

日本政府は規約人権委員会の勧告を受けて、10年を超える長期の昼夜独居処遇をなくすよう真剣に取り組み、期間に上限を設け、当該受刑者をいったん集団処遇に戻したうえで、独居処遇が必要かどうか再検討するよう法改正するべきである。さらに、委員会の勧告に従って、日本政府は要件もあいまいで不服申立ての対象とならない「制限区分4種」は廃止するべきである。

(CPR News Letter No.56より)

この冊子は株式会社ラッシュジャパンの助成金により作成しました。

監獄人権センター

〒101-0052 東京都新宿区新宿2-3-16 ライオンズマンション御苑前703

TEL&FAX:03-5379-5055 E-mail:cpr@jca.apc.org URL:http://www.cpr.jca.apc.org/

年会費(1口):一般5000円/学生3000円 郵便振替口座:00100-5-771629 監獄人権センター